

平成31年3月15日
道路局企画課

重要物流道路の供用中区間の指定について ～平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保～

国土交通省では、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路の供用中区間の指定に向けて、都道府県や市町村などの関係する道路管理者と協議を開始します。

国土交通省では、昨年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。

重要物流道路については、まずは今年度末を目途に供用中の道路を指定する予定であり、都道府県や市町村等の道路管理者との協議を開始します。

○重要物流道路：高規格幹線道路や直轄国道、都市高速道路、及び主要な拠点へのラストマイル（約35,000km※）

○代替・補完路：重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害拠点への補完路（約15,000km※）

※道路延長については道路管理者協議の結果、変更する場合があります。

今後は、各地域において、高規格幹線道路や地域高規格道路のネットワークを強化する新たな広域道路交通ビジョン・計画を策定するとともに、これを踏まえ、2019年度に事業中・計画中を含めて重要物流道路を指定する予定です。

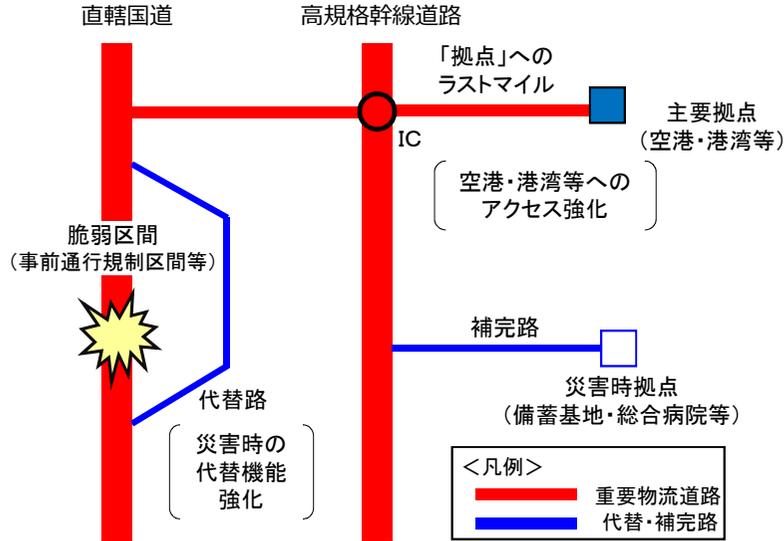
<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室 課長補佐 川村 顕大
代表：03-5253-8111（内線37-642） 直通：03-5253-8487
FAX：03-5253-1618

重要物流道路の今回の指定内容

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として 計画路線を含めて指定し、機能強化や重点支援を実施。
- まずは、今年度末を目途に供用中区間を指定し、2019年度に事業中・計画中を含めて指定予定。

■ ネットワークのイメージ



■ 指定による効果

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間(約8割)について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を導入
- ・重要物流道路は、構造基準(高さ)4.5mから4.8mに引上げ(高さ4.1mの車両に対応) 【重要物流道路】
- ・災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行 【重要物流道路及び代替・補完路】



■ 今回の指定内容

① 重要物流道路

「拠点」間をつなぐ道路ネットワーク



② 代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、代替・補完路(約15,000km)を指定

※2 延長については道路管理者協議の結果、変更する場合がある

今回の重要物流道路等の協議延長について

■都道府県別の重要物流道路等の協議延長

都道府県名	重要物流道路	代替・補完路	都道府県名	重要物流道路	代替・補完路
北海道	5,670	1,040	滋賀県	420	160
青森県	640	490	京都府	480	150
岩手県	990	990	大阪府	440	130
宮城県	830	310	兵庫県	930	500
秋田県	800	500	奈良県	190	350
山形県	840	360	和歌山県	510	200
福島県	980	740	鳥取県	380	150
茨城県	870	340	島根県	600	220
栃木県	430	310	岡山県	710	280
群馬県	450	370	広島県	970	320
埼玉県	600	310	山口県	810	260
千葉県	760	570	徳島県	430	280
東京都	510	300	香川県	380	130
神奈川県	690	210	愛媛県	750	270
新潟県	1,120	190	高知県	560	490
富山県	420	60	福岡県	930	210
石川県	440	240	佐賀県	390	80
福井県	370	140	長崎県	260	120
山梨県	390	170	熊本県	580	390
長野県	840	620	大分県	620	100
岐阜県	790	590	宮崎県	580	280
静岡県	850	350	鹿児島県	610	160
愛知県	1,110	390	沖縄県	440	240
三重県	740	190			

全国合計 重要物流道路:約35,000km、代替・補完路:約15,000km

※延長について道路管理者協議の結果、変更する場合がある